



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

号外第27号 令和8年4月22日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
218	漁船損害等補償法の規定による同意があったと認めた件	漁業管理調整課
219	漁船損害等補償法の規定による付保義務が消滅した件	同

徳島県告示第218号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和8年4月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

加入区名

牟岐東加入区 椿泊加入区 小松島加入区

徳島県告示第219号

令和4年4月22日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により令和8年4月21日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年4月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

加入区名

牟岐東加入区 椿泊加入区 小松島加入区